

## 令和5年度税制改正大綱

令和4年12月16日に、与党税制改正大綱が発表されました。コロナ禍に苦しむ中小企業向けの税制支援は乏しく、「成長と分配」のためのNISA恒久化、資産税の改正などが中心となります。大綱の内容をご紹介します。

	大綱案	内容		増減税
		改正前	改正後	
消費税 (インボイス制度)	免税事業者 インボイス制度 2割納税	特例なし	対象: 免税事業者から 課税事業者となった事業者	↓
			事業の種類にかかわらず、 <b>売上に 係る消費税の2割の納税</b> とする (制度開始から3年間に限る)	
	振込手数料天引きに よる返還インボイス 発行不要	特例なし	売掛金の入金の際、差し引かれる 振込手数料については返還インボ イスの発行が必要でしたが、 <b>税込 1万円未満の値引きは返還インボ イスの発行が不要</b>	—
法人税	中小企業経営強化税制 適用期限延長	2023年3月までの時限措置	資産取得時に即時償却ができ る特例を2年間延長	—
	大企業向け増税	大企業・中小企業とも同税率	法人税額500万円を超える金額 に4~4.5%上乗せ	↑
所得税	NISA恒久化 (少額投資非課税制度)	一般NISA 年120万円まで つみたてNISA 年40万円まで いずれも時限措置	<b>年360万円まで</b> (つみたて型120万 円+一般型240万円)、 <b>生涯投資 額1,800万円まで</b> 、恒久化	—
	復興所得税など 期間延長	東日本大震災の復興財源として2037 年まで所得税に2.1%を上乗せ	復興所得税は1.1%、防衛費の ための新たな付加税として 1.0%を創設し、期間を延長	↑
資産税	精算課税制度の改正	特別控除2,500万円(累積)を超え る贈与に一律20%課税	特別控除に加え、年間110万円の 基礎控除を設ける。精算課税選択 後も <b>年間110万円以下の贈与に ついては申告不要</b>	↓
	暦年贈与による生前贈 与加算期間の延長	相続開始前3年間の贈与が 相続税の対象財産となる	相続開始前 <b>7年間</b> の贈与が 相続税の対象財産となる	↑
電子帳簿 保存法	小規模事業者の 電子取引 (メール等による請求書の 受領など)	電子取引による請求書等は紙で はなく、データでの保存が義務化 (検索要件・改ざん防止措置必要)	判定期間の売上が5,000万円 以下の事業者については <b>検索 要件が不要</b>	—
	相当の理由がある場合 電子取引	特例はなく、データ保存義務化	相当の理由がある場合には <b>データ保存+紙の保存OK</b>	—

中小企業を悩ませるインボイス制度、電子帳簿保存法同様、延長がなされるのでは?という期待がありました  
が、税制改正の記載はありませんでした。そのためインボイス制度は予定通り、今年の10月から実施されます。  
※税制改正大綱は政府与党案です。国会での予算審議後、法律として成立し、施行される予定です。